

私立幼稚園(従来制度園)利用者向け

富谷市 R5新規申請用



幼児教育・保育の無償化のための申請案内

富谷市教育委員会 教育部教育総務課
電話 022-358-3196
(平日:午前8時30分~午後5時30分)

幼稚園に入園する方が無償化の対象となるためには、「施設等利用給付認定」が必要となります。以下記載の申請手続き等の内容をご確認のうえ申請してください。

1. 幼児教育・保育の無償化の概要

(1) 保育料の無償化

満3歳児から5歳児(小学校就学前)までの子どもは、入園料・保育料(授業料)が月額25,700円まで無償となります。通園バス代、給食費、行事費など実費として徴収されている費用は、無償化の対象外です。(無償化の上限を下回る保育料設定の園に通園する子どもで、入園料がある場合は、毎月の保育料に入園料を月額に換算して得た額を加えて算定します。)

(2) 預かり保育の利用料

保育の必要性の認定を受けた3歳児から5歳児(小学校就学前)までの子どもは、上記の保育料の無償化に加え、1日あたり上限450円、利用日数に応じて月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償となります。満3歳児の子どもは、市町村民税非課税世帯かつ保育の必要性を受けた子どものみが対象となります。その場合の上限は月額16,300円となります。

※預かり保育については、各園において定員がありますので、認定を受けても必ず利用できるとは限りません。

(3) 給付の方法について

幼稚園等(従来制度園)における幼児教育・保育の無償化は、施設等利用給付を園が保護者に代わって受領することにより実施します。給付により、保育料の負担は軽減されますが、園ごとに保育料の設定が異なるため、保護者の支払額も園ごとに異なります。

預かり保育の利用料の給付については、保護者から(園を経由で)給付請求を行い、保護者の指定する口座へ支給します。4~9月分の支給を11月、10~3月分の支給を5月頃予定しています。請求手続きには、園が発行する預かり保育利用料の領収書等の添付が必要となります。請求方法の詳細は対象者へ後日ご連絡いたします。

2. 認定申請について

対象者・・・保護者・園児とも富谷市に住所を有すること。(住民登録していること。)

入園を希望する日において保護者・園児とも富谷市に住所を有する予定であること。

提出先・・・通園する幼稚園

提出期間・・・幼稚園が定める提出期限まで。

※入園する1カ月前を目途に市へ申請書を提出する必要があります。

(1) 申請書類(認定区分)

年齢及び保育の必要性の有無により申請する認定区分と申請書類が異なります。

※マイナンバーの提出は全員必要です。

認定区分	要件	保育の必要性	申請書類	添付書類
新1号認定	満3歳以上の子ども (新2号・新3号認定を除く)	なし	申請書A	なし
新2号認定	令和5年4月1日時点で3歳以上の子ども	あり	申請書B	保育を必要とすることを証明する書類
新3号認定	令和5年4月1日時点で3歳未満で、市町村民税非課税世帯に属する子ども	あり		

※新2号及び新3号認定の申請をしても、保育の必要性が認められない場合は、新1号認定となります。

(2) 保育の必要性の認定について

新2号または新3号認定を受けるには、保育の必要性が要件となります。
保護者（父母等それぞれ）が以下の事由に該当する場合に、保育の必要性を認定します。

- 1カ月に64時間以上就労している場合
（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、収入があるもの）
- 妊娠、出産（出産前8週間・後8週間に限る）
- 保護者の疾病、障害
- 同居親族（長期入院等している親族含む）の介護・看護
- 災害復旧に当たっている場合
- 求職活動中の場合
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあるとき
- その他、上記に類する状態として市が認める場合

(3) 添付書類 ※新2号または新3号認定を申請する方

①保育を必要とすることを証明する書類（父母等それぞれ必要です。）

証明書類	状況	就労	出産	病気等 心身の 障がい	病人等 の看護	災害 復旧	求職	就学	備 考
就 労 証 明 書		○							育休中の場合は復職（予定）日が記載されているもの※
母子手帳の写し			○						出産予定日の記入があるページの写し
疾病等の証明書				○	○				身体障害者手帳、介護保険認定証の写し、診断書等
り 災 証 明						○			災害の復旧に当たっている場合
求職活動の証明							○		求職活動申告書※、ハローワークカードの写し等
通学(園)証明書								○	在学(園)証明書、学生証の写し ※保護者のみ

- ・単身赴任等で父母等が申請児童と別居している場合も、父母等それぞれについて証明書類が必要です。
- ・同居の祖父母等については、住民票上世帯分離していても、同じ家屋に居住している場合は同居とみなします。
- ・兄弟姉妹が同時に申請する場合は、世帯で1組の提出で可とします。
※「就労証明書」「求職活動申告書」は市ホームページから様式をダウンロードし作成することができます。

(4) 認定期間に制限のある方の手続き

・雇用期間が年度途中で切れている場合や出産、就学、求職等を理由に新2号・新3号を受ける場合、認定期間が制限されます。継続して保育が必要となる場合は、認定期間満了までに「施設等利用給付認定変更届」と保育を必要とすることを証明する書類（就労証明書等）の提出が必要となります。

3. マイナンバーの提出について

認定申請にあたり、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律に基づき、マイナンバーの提出が必要となります。

(1) マイナンバー記入用紙 ★指定様式

マイナンバー記入用紙には、給付認定申請書の記入した申請児童、申請児童保護者、家族および同居人の情報を記入してください。（単身赴任等の理由で同居していない保護者も記入してください。）

(2) 本人確認書類 ※申請する保護者のみ1名分を提出

マイナンバー記入用紙を提出する際は、申請書の「申請保護者の氏名」欄に記載された方の、下記に示した本人確認書類（①「番号確認」と②「身元確認」）を封筒に入れて提出してください。

※兄弟姉妹が同時に申請する場合は、世帯で1部の提出で可とします。

①保護者（申請者）の個人番号を確認できる書類（以下のいずれか）の写し1点

- マイナンバーカード（写真入り）※②の書類は提出不要
- 通知カード（通知カード記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）が住民票に記載されている内容と一致している場合のみ）
- マイナンバーが記載された住民票の写し（または住民票記載事項証明書）

②保護者（申請者）の身元確認ができる書類（以下のいずれか）の写し

- 顔写真付きの証明書いずれか1点
 - 〔 マイナンバーカード（写真入り）、運転免許証、運転経歴証明書（H24.4.1以降交付）、パスポート 〕
 - 〔 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明証等 〕
- 顔写真なしの証明書いずれか2点
 - 〔 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、生活保護受給者証、恩給証書等 〕